

# 定 款

パレモ・ホールディングス株式会社

## 第一章 総 則

(商 号)

- 第1条 1. 当社は、パレモ・ホールディングス株式会社と称する。  
2. 英文では、PALEMO HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(事業の目的)

- 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。
- (1) 既製服および生地・装身具の製造、加工および販売
  - (2) 貴金属・宝石・服飾雑貨品・美術工芸品・インテリア用品・日用品雑貨・事務用機器・衣料品・スポーツ用品・時計の販売
  - (3) 履物・かばん類・用品雑貨・園芸用品・手芸用品の販売
  - (4) 食料品・酒類の販売
  - (5) 家庭用電機製品・寝装具・家具・眼鏡品・文房具・玩具・包装用品の販売
  - (6) 化粧品・医薬品・医薬部外品の販売
  - (7) 出版物・書籍の発行および販売
  - (8) 前各号の商品の卸売りならびに輸出入業
  - (9) 古物の販売
  - (10) 喫茶店・飲食店・理容店・美容室・遊技場・スポーツ施設・文化教室の経営
  - (11) 不動産・建物附属設備の賃貸および什器備品等の貸付けならびに不動産の賃貸借の仲介業務
  - (12) 経営指導業務および情報提供サービス業務
  - (13) 旅行斡旋業務
  - (14) 損害保険代理店業ならびに生命保険の募集に関する業務
  - (15) 荷造り梱包業、荷役配送業
  - (16) 写真撮影機器・映像撮影機器ならびにそれらに付帯する設備の設置、賃貸
  - (17) 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集およびその利用権の販売促進に関する代理店業務
  - (18) 通信販売業務
  - (19) インターネットを利用した通信販売業務
  - (20) 前第18号および第19号に付帯する一切の業務の受託およびそれら商品の梱包、配送に関する業務
  - (21) インターネットによる情報提供業務
  - (22) 値札の印刷ならびに販売および値札用紙の販売
  - (23) 納品書、荷物ステッカー、タグピン等、受発注、配送に関する用品の販売
  - (24) 印刷機械、通信機械およびコンピュータのリース

- (25) 商品梱包業務
  - (26) 備品等の保管、管理ならびに配分に関する業務
  - (27) 社内便の運行に関する業務
  - (28) 貿易に関する業務
  - (29) 商品の値札、品質表示札、ネーム等の取り付け作業
  - (30) 店舗内装用資材の販売
  - (31) 照明、電飾用資材の販売
  - (32) 土木、建築工事の設計、施工、請負
  - (33) 建築資材の販売
  - (34) 宅地建物取引業
  - (35) 産業廃棄物の収集、運搬および処理業
  - (36) 商標権、意匠権、著作権等の知的財産権の取得、保有、運用、管理
  - (37) 有価証券の運用および保有
  - (38) 前各号に付帯する一切の業務
2. 会社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式の総数は、2,736万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 1. 当社は株主名簿管理人を置く。  
2. 株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第三章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 1. 当会社の定時株主総会は、毎年5月20日までに招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。  
2. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月20日とする。

(議 長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
2. 株主または代理人は、株主総会毎にあらかじめ代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第四章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 1. 取締役は、株主総会において選任する。  
2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役等)

- 第 20 条 1. 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。  
2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

- 第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

- 第 22 条 取締役会の招集は、各取締役ならびに各監査役に対し、会日の 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

(取締役会の招集者)

- 第 23 条 取締役会の招集は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議)

- 第 24 条 1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。  
2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役との責任限定契約)

- 第 25 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会規則)

- 第 26 条 取締役会の運営に関する規定は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第五章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 1. 監査役は、株主総会において選任する。  
2. 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第 30 条 補欠監査役の予選の効力は、予選後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役会の招集)

第 34 条 1. 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。  
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## 第六章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までの 1 年とする。

(自己株式の取得)

第 37 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月 20 日とする。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議により毎年 8 月 20 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 1. 当社の期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年以内に受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。  
2. 配当財産が金銭である場合は、支払いの配当金には、利息をつけない。

以上

<制	定>	昭和59年11月5日
<改	正>	平成2年5月17日
		平成4年5月19日
		平成6年5月17日
		平成7年5月18日
		平成8年5月16日
		平成10年5月14日
		平成12年5月11日
		平成12年8月14日
		平成12年12月2日
		平成13年5月7日
		平成14年5月7日
		平成15年5月6日
		平成16年5月11日
		平成17年5月11日
		平成18年5月10日
		平成19年5月11日
		平成20年5月14日
		平成21年5月14日
		平成22年1月6日
		平成24年2月21日
		平成27年5月14日
		平成29年5月18日
		平成29年8月21日
		令和元年5月16日
		令和元年7月8日(現行定款)

この写しは定款の原本と  
相違ないことを証明する。

パレモ・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 吉田 馨